関西生コン労働組合つぶしの弾圧を許さない東海の会第２回総会　決議文

２０２０年6月２１日

昨今、第一次コロナ渦が落ち着きを見せ始めた時期に「関西生コン労組への弾圧を許さない東海の会」の第２回総会の開催の報告とあわせて日頃の御協力に感謝いたします。

アメリカでは根深い黒人差別の現れに対して全州に平和的デモが広がりこの波は全世界に伝播しています。人身の不可侵性と尊厳に対する権利、報復のおそれなしに批判する権利、健康で文化的な生活環境に対する権利、平等なライフチャンスの権利（デヴィッド・ハーヴェイ）をめざしたこのうねりは新しい歴史を創っていく流れにつながっていくでしょう。

安倍政権は戦後政治の総決算をかかげ「労働組合のない日本」を目指しています。資本の攻撃に屈することなく半世紀にわたってたたかい続けてきた関西生コン労働組合潰しは常軌を逸していて警察・検察・裁判所三位一体総がかり権力弾圧の姿を露わにしました。

＊子供の保育園入園時に提出する就労証明書を会社に求めたことや日々雇用労働者の正社員化を要求したことを「強要罪（未遂）」として逮捕、

＊ストライキ呼びかけとコンプライアンスを訴えるビラ配付行動を威力業務妨害として組合員を逮捕、

＊現場にいなかった武委員長、湯川副委員長を「スト計画を協議した」として逮捕するなど憲法２８条や社会慣行を足蹴にした蛮行と言わざるをえません。

逮捕者は延べ８９人に及びました。

「話し合うことが罪になる」、「共謀罪のリハーサル」だと共謀罪対策弁護団が指摘しています。

このような民主主義の根底を覆す不当な権力弾圧は見過ごしにできないと各地で支援組織が広がり、法律家、弁護士、ジャーナリスト、文化・芸能関係者、労働者・市民が立ち上がりました。３月１７日に西山執行委員も原告の一員となって国家倍賞請求裁判を提訴しました。

５月２５日、東海の会は代表団をおくり京都地裁裁判長に委員長・副委員長の即時保釈を求める抗議・要請文をとどけました。６４０日余、不当逮捕で収容されていた武委員長と湯川副委員長が保釈を勝ち取りました。皆さん方と心から喜びあいたいと思います。

私たちは引き続き憲法２８条を生かして組合活動を禁止する保釈条件の撤廃を目指して運動を広げていきます。また、市民運動へ共謀罪を使った不当弾圧を絶対許さないという立場で取り組んでいくことを本日の総会で確認しました。皆さん、力を合わせて労働組合と市民社会を支える民主主義を守りましょう！